相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里一丁目三八番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市東海岸北二丁目一四番五八号　被相続人　亡　草刈　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

横浜市中区住吉町一丁目二番地　スカーフ会館六階

相続財産管理人　弁護士　佐伯　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県茅野市宮川五〇一〇番地一、最後の住所長野県茅野市宮川五〇一〇番地一市住一九〇号　被相続人　亡　林　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

長野県岡谷市中央町二丁目一五番一三号

宮坂大吾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮坂　大吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東御市本海野一七五五番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　黒岩　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

事務所長野県上田市中央西一丁目一三番四号　相続財産管理人　弁護士　大島　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区祇園一九三番地、最後の住所大阪府東大阪市菱屋西六丁目九番三三―六〇九号　被相続人　亡　鈴木　久則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市西大路町一四三番地、最後の住所大阪府東大阪市島之内二丁目八番八―五〇三号　被相続人　亡　塚本　憲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　相続財産管理人　弁護士　余田　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県揖保郡太子町太田一九一八番地四、最後の住所岡山市豊成一丁目一四番一一―一〇三号　被相続人　亡　西脇　隆行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月七日

事務所岡山市北区南方一丁目六番五号　司法ビル五階　相続財産管理人　弁護士　石井　克典

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年十月七日

一　墳墓等所在地　佐賀県鳥栖市村田町字二本松四八番

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　福岡市早良区大字脇山二七〇〇番地一一　丸野　正晴

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月七日

大阪府寝屋川市高柳栄町六番一号　株式会社西村電器商会　代表清算人　弁護士　加藤　清和

連絡先　大阪市北区堂島浜一丁目一番五号　大阪三菱ビル六階　梅田総合法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十六年三月十日、大阪地方裁判所（平成二十六年（ヒ）第一六号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年10月7日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社三越伊勢丹　②東京都知事(3)82453　③代表取締役　大西洋　④東京都新宿区新宿３丁目14番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿３丁目14番１号　株式会社三越伊勢丹　代表取締役　大西洋

①株式会社ＳＭＢＣ信託銀行　②国土交通大臣届出第９号　③代表取締役　中川雅博　④東京都港区西新橋一丁目３番１号　廃止した従たる事務所　東京都中央区八重洲一丁目３番４号三井住友銀行呉服橋ビル８階　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都港区西新橋一丁目３番１号　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行　代表取締役　中川雅博

①野村不動産オフィスファンド投資法人　②国土交通大臣　投法第15号　③執行役員　伊藤慶幸　④東京都新宿区西新宿八丁目５番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都新宿区西新宿八丁目５番１号　野村不動産マスターファンド投資法人　執行役員　柳田聡

①野村不動産レジデンシャル投資法人　②国土交通大臣　投法第47号　③執行役員　松村省三　④東京都新宿区西新宿八丁目５番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都新宿区西新宿八丁目５番１号　野村不動産マスターファンド投資法人　執行役員　柳田聡

①野村不動産マスターファンド投資法人　②国土交通大臣　投法第73号　③執行役員　柳田聡　④東京都新宿区西新宿八丁目５番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都新宿区西新宿八丁目５番１号　野村不動産マスターファンド投資法人　執行役員　柳田聡